

令和4年度 「美馬市テレワーク促進支援事業助成金」 募集要項

美馬市におけるテレワーク実施、テレワーク移住における助成



【申請期間】令和4年5月2日（月）から令和5年3月31日（金）（必着）まで

【問い合わせ先】美馬市 経済部 観光交流課

〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

- 電話：0883-52-5610
- FAX：0883-52-1200
- E-mail：kankou@mima.i-tokushima.jp
- 受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

令和4年度「美馬市テレワーク促進支援事業助成金」募集要項

1. 目的

美馬市において都市部から市内のテレワーク施設等を利用したテレワーカーに対し、テレワーク実施の際の経費を助成し、さらにテレワークを通じて移住した者に対して移住経費の支援をすることにより、都市部在住者のテレワーカーを誘致し、テレワーク実施からの移住促進を図ることを目的とします。

2. 助成金の内容

対象者	以下のいずれかに該当する者（都市部への通勤者・在学者も可） ①：都市部在住者で、市内のテレワーク施設等を利用した者 ②：①のテレワークをつうじ、美馬市に移住した者
助成額	上記①②において、助成対象経費の1/2以内（100円未満切り捨て） ①：上限3万円 ②上限：20万円
交付回数	①：同一年度内に2回まで ②：同一年度内に1回まで（同一世帯員からの申請はできない）
対象経費	上記①②において、以下の経費を助成対象とする ①：美馬市でのテレワーク実施にかかる交通費（燃料費は対象外）、テレワーク施設利用料、宿泊費 ②：美馬市へのテレワーク移住にかかる引越費用、住宅賃貸借料、通信費

3. 助成金の交付申請について

(1) 対象要件 **注目!!**

次の要件を満たす場合に、助成対象となります。

■ 美馬市テレワーク促進支援事業助成金を活用する（いずれかにチェック）

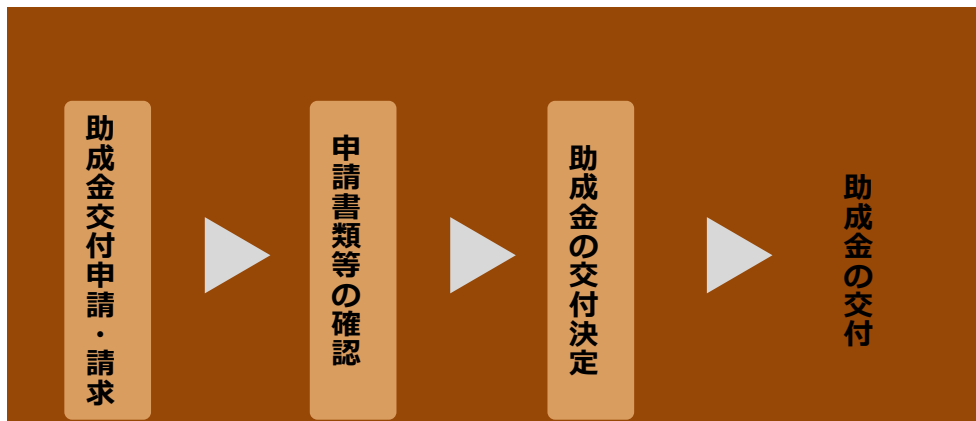
- 都市部から来て美馬市でテレワークを実施した。
- 上記のテレワークをつうじて美馬市へ移住した者である。

※都市部とは

首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）、中京圏（愛知県、岐阜県、三重県）、近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）及び地方自治法の規定による政令指定都市

- 助成金の交付申請する内容と重複する他の公的給付制度を受けていない。
- 助成金の交付を受けた日から起算して5年以内に転出しないことを誓約する（移住の場合）。
- 暴力団員又は暴力団員密接関係者ではない。

〈助成金の交付までの流れ〉

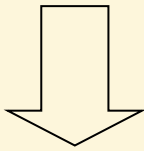


(2) 助成金の交付申請までの流れ 注目!!

対象要件および経費の確認

対象要件を満たす

- 「(1) 対象要件」をすべて満たす



※美馬市においてテレワークを実施する場合…申請①

(美馬市でのテレワーク実施にかかる交通費、テレワーク施設利用料、宿泊費が助成対象経費)

※テレワークをきっかけに美馬市に移住する場合…申請②

(美馬市へのテレワーク移住にかかる引越費用、住宅賃貸借料、通信費が助成対象経費)

必要な書類を揃えて申請①

(1) 美馬市でテレワークを実施する場合

- 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 交付の対象となる経費を支払ったことが分かる書類(領収書、通帳口座の明細の写し、キャッシュレス決済の利用明細 等)
- 現住所が確認できる身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証、パスポート 等)
- 名刺・学生証等所属を確認できるものの写し

必要な書類を揃えて申請②

(2) テレワークをきっかけに美馬市に移住する場合

- 交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - 誓約書(様式第2号)
 - 交付の対象となる経費を支払ったことが分かる書類(領収書、通帳口座の明細の写し、キャッシュレス決済の利用明細 等)
 - 身分証明書の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート 等)
 - 移住後の住民票の謄本
 - 住宅賃貸借契約書の写し
- ※次の書類は各該当者のみ
- 大学在学や卒業の場合、在学証明書か卒業証明書
 - 都市部への通勤者は、就業証明書等
 - 都市部に通勤していた事業主は、確定申告書の写し等

(3) 助成金の交付申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 助成金交付申請書兼請求書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・観光交流課 ・市ホームページ 	
<input type="checkbox"/> 移住後の住民票の謄本 ※美馬市での在住地、移住元の住所を確認できる書類 ※世帯全員が記載されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課 ・各市民サービスセンター 	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等）
<input type="checkbox"/> 在学証明書又は、卒業証明書 ※大学在学期間を含める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育機関 	※大学等にお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 就業証明書 ※通勤を含める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先 	※勤務先にお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し ※事業主の通勤を含める場合		

4. Q & A

〈 助成金の交付申請 〉

Q テレワークを実施していませんが、テレワーク移住の助成対象となりますか？

A 本助成金は、都市部在住者がテレワーク実施をつうじて美馬市に移住した場合に対象経費を助成するものです。したがって、テレワーク実施を伴わない移住に伴う経費については助成対象となりません。

Q 美馬市内のテレワーク施設というのはどこにありますか？

A 徳島県が作成している「アワーケーションマップ」に掲載の施設を参考にしてください。掲載されていない施設については別途ご相談ください。参考 URL : <https://www.pref.tokushima.lg.jp/sp/ippannokata/kurashi/chihososei/5046175>

Q 住民票をそのままに学生寮から都市部の大学に通学していました。テレワーク移住の助成対象になりますか？

A 都市部の大学に通学していた場合、助成対象となります。

Q 年度ごとにテレワーク実施助成の対象になりますか？

A 交付回数の上限は年度ごとです。ただし、翌年度の助成の確約はできません。

Q 美馬市に向かう途中で、仕事で別地域に滞在します。移動費は助成対象となりますか？

A 本交付金の対象経費は「美馬市でのテレワーク実施にかかる交通費、施設利用料、宿泊費」です。例えば美馬市訪問前に別の地域へ仕事で立ち寄った場合、その地域から美馬市までの経費が対象になります。復路も同様です。

Q メールによる申請は可能ですか？

A 現時点では、本市における助成金申請・請求については記名・押印が必要ですので、メールでの申請は受付できません。窓口か郵送対応をお願いします。なお、内容等記載事項に関する問い合わせについてはメールでも対応可能ですので、不明点等あれば「テレワーク助成金について」と題して下記までお気軽にメールください。

観光交流課メール : kankou@mima.i-tokushima.jp

5. 注意点

(1) 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、市において適切に管理します。

また、市からの市政情報の提供及びアンケート等を送付させていただく場合があります。

(2) 助成金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けた場合、助成金を返還していただきます。